

知っていますか？ 離婚時の年金分割制度

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるため、お早めに名護年金事務所にご相談ください。
※年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6ヵ月以内であれば手続き可能です。
※調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1ヵ月以内。

離婚時の年金分割イメージ

サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与等の報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。

離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

①合意分割

お二人からの請求により、年金を分割できます。

年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続きによって決定されます。

年金分割の方法(2種類)

②3号分割

サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により年金を分割できます。年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。

平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522

環境にやさしい 下水道につなごう

●下水道接続可能地域

喜瀬武原地区、恩納地区(恩納区の一部、南恩納区、谷茶区の一部)、山田地区

●下水道に接続するには宅内配管工事が必要となります。

各家庭や事業所等が宅内から下水道管に生活排水を流すために、村が管理する公共マスまでの間の排水設備工事が必要となります。

●工事にかかる費用は村からの補助金(上限30万円)が活用出来ます。

・既設の浄化槽の汚泥の汲み取り、撤去及び処分等については個人負担となります。

・喜瀬武原地区、山田地区(山田、真栄田、塩屋、宇加地地区)は接続推進期限切れのため15万円の補助となります。

◆工事の見積もり、役場への補助金の申請等も業者が代行します！詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：上下水道課 下水道係
☎966-1190

恩納村国民健康保険税 収納対策緊急プラン

安心して医療が受けられる国民健康保険制度の維持と、財源の安定化を図ることを目的として、下記のとおり国民健康保険税収納対策緊急プランを実施していきます。

- 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を推奨します。
- 広報誌やホームページ等を活用し、国保制度及び事業の周知・啓発を行います。
- 療養費等の現金給付の申請時に未納税への充当を含めた納税相談を行う。
- 税務課と連携し、所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税を行う。
- 効率的な収納業務と収納率向上を目指すため、新規加入時に窓口での口座振替を勧奨し、振替率50%以上を目標とする。
- コンビニ収納により納税者の利便性の向上を図る。
- 滞納世帯の状況を分析し、生活困窮世帯の発見に努め、他制度へ繋げる等、他係との連携を密にし、きめ細やかな対応に努める。
- 預貯金調査、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、資力の確認に努め、滞納処分を効率よく行う。

恩納村国民健康保険税収納対応緊急プランより抜粋
お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎966-1217